大阪府総務部契約局測量・建設コンサルタント等業務検査要領

（目的）

第１条　この要領は、大阪府財務規則（昭和５５年大阪府規則第４８号。以下「財務規則」という。）第６９条及び大阪府企業財務規則（昭和３９年大阪府規則第２８号。以下「企業財務規則」という。）第４７条の規定に基づき、総務部契約局長（以下 「契約局長」という。）が行う測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築物（建築設備を含む。）の設計及び工事監理の業務に係る検査の実施について必要な事項を定め、もって検査の円滑かつ適正な執行及び成果物の品質確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　測量・建設コンサルタント等業務　測量、地質調査、建築設計・監理、設備設計・監理、建設コンサルタント、補償コンサルタントの業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）をいう。

(2)　契約担当者　知事又は財務規則別表第１及び企業財務規則別表第１の上欄に掲げる者で、契約に関する事務を委任された契約局長又は予算執行機関の長等をいう。

(3)　発注機関の長　建設コンサルタント等業務を発注する本庁部局長又は予算執行機関の長等をいう。

(4)　監督職員　建設コンサルタント等業務の委託契約（以下「契約」という。）の適正な履行の確保に必要な監督を行うため、発注機関の長が指定した職員をいう。ただし、監督職員を置かない場合は、担当課長補佐、担当（総括）主査及び担当職員とする。

(5)　検査員　契約の給付の完了確認に必要な検査を行うため、契約局長が指定した職員をいい、原則主査級以上の職階の職員とする。

(6)　副検査員　検査員の指揮監督を受けて検査業務の補助的な業務を行い、契約局長が指定した職員をいう。

(7)　完了検査　契約について給付の完了を確認するための検査

(8)　指定部分完了検査　仕様書等において建設コンサルタント等業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分の完了を確認するための検査

(9)　出来高検査　契約について給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う既済部分又は引渡しを受ける部分の確認をするための検査

(10)　清算検査　契約が解除された場合において行う既済部分又は引渡しを受ける部分の確認をするための検査

(11)　検査　第７号から前号までの検査をいう。

（直接検査と指定検査）

第３条　検査は、契約局長がその所属職員を指定して行う検査（以下「直接検査」という。）及び契約局長が財務規則第６９条第１項により、発注機関の職員を検査員に指定

して行う検査（以下「指定検査」という。）とする。

２　直接検査と指定検査の検査区分は、別表に定めるとおりとする。ただし、契約局長が必要と認めるときは、同表の検査区分にかかわらず、検査員を指定することができる。

（検査員の服務等）

第４条　検査員は、検査の実施に当たってこの要領に定めるほか、財務規則又は企業財務規則その他の関係規定に基づき、厳正にその職務を行わなければならない。

２　検査員は、適正な検査を実施するために必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

３　検査員は、職務の執行に当たって知り得た契約の相手方の業務上の秘密を他に漏らしてはならない。

（検査の実施依頼）

第５条　発注機関の長は、契約局長に契約の締結を請求したもの又は検査時の契約金額が１００万円を超えるものが次の各号のいずれかに該当する場合は、契約局長に対して検査の実施を依頼するものとする。

（１）契約の相手方（以下「受注者」という。）　から契約について給付の完了（指定した部分の完了を含む。）の通知があったとき。

(2) 受注者から建設コンサルタント等業務の既済部分につき、検査の請求があった場合で、監督職員において出来高を確認し、その請求を適当と認めるとき。

(3) 契約が解除されたとき。

２　前項第１号の給付の完了の通知について、監督職員において業務の完了の確認及び検査に要する成果物の確認がなされていない場合は、発注機関の長は、その通知を受理してはならない。

（検査員の指定）

第６条　発注機関の長は、年度当初に指定検査員予定者名簿（以下「名簿」　という。）　を契約局長に送付するものとする。ただし、建設コンサルタント等業務を常に発注しない所属にあっては、検査依頼の前に提出することができるものとする。

２　契約局長は、指定検査として実施する場合は、原則として当該建設コンサルタント等業務の監督職員以外で監督職員の所属するグループ以外のグループの職員を前項の名簿の中から、検査員指名書（様式第１号）により検査員に指定するものとする。

（検査の実施通知）

第７条　契約局長は、検査員を指定した上、検査依頼のあった発注機関の長にあらかじめ検査員氏名、検査の日時及び場所を通知するものとする。

２　前項の通知を受けた発注機関の長は、受注者又はその代理人に、あらかじめ検査の日時及び場所を通知するものとする。

（検査の立会い）
第８条　検査は、受注者若しくは管理技術者等及び当該建設コンサルタント等業務の監督職員の立会いのもとに行うものとする。

（検査の実施）
第９条　検査は、契約局長が別に定める大阪府総務部契約局測量・建設コンサルタント等業務検査の基準（以下「業務検査の基準」という。）に基づき、契約ごとに個別に行うものとし、建設コンサルタント等業務の成果物について、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により行うものとする。
２　検査員は、業務検査の基準に基づき検査を網羅的に行ったことを明らかにする検査記録書（様式第１号の２）を作成するものとする。

（検査調書の作成等）
第１０条　検査員は、検査を完了したときは、直ちに検査調書を作成し、契約局長の決裁を受けた後、契約担当者に送付するものとする。
２　契約担当者は、完了検査又は指定部分完了検査に係る前項の検査調書の送付を受けたときは、速やかに、その結果を検査合格書（様式第２号）により受注者に通知しなければならない。

（軽微な瑕疵の修補指示）
第１１条　検査員は、完了検査又は指定部分完了検査において、建設コンサルタント等業務の完了を確認した場合で、成果物の使用に影響を与えない程度の軽微な瑕疵を認めたときは、検査指示書（様式第３号）により受注者に対して期限を定めて修補を指示するものとする。
２　前項の場合において、受注者が修補をしない場合は、契約担当者は損害の賠償を受注者に請求することができる。
３　第１項の指示を行った検査員は、監督職員から修補完了の確認をしたことの報告を受けるものとする。

（手直しの指示）
第１２条　検査員は、完了検査又は指定部分完了検査の結果、成果物が仕様書等に適合しておらず、修補が必要と認める場合は、その修補内容を契約担当者に報告するものとする。
２　前項の報告を受けた契約担当者は、手直し通知書（様式第４号）により受注者に対して修補を指示するものとする。
３　前項の修補が完了した場合、契約担当者は、受注者に対して手直し完了報告書（様式第５号）を提出させるものとし、同報告書の提出があったときは、契約担当者はその旨を発注機関の長に連絡するものとする。
４　前項の連絡があった場合、発注機関の長は、修補の完了を確認した後、速やかに、契約局長に対して手直し箇所の検査の実施を依頼するものとする。

５　第７条から前条までの規定は、前項の手直し箇所の検査について準用する。この場合において、これらの規定中「検査」とあるのは、「手直し箇所の検査」と読み替えるものとする。

（成績の評定）

第１３条　検査員は、検査時の契約金額が１００万円を超える建設コンサルタント等業務に係る完了検査を行ったときは、契約局長が別に定める大阪府総務部契約局測量・建設コンサルタント等業務成績評定要領により成績評定を行うものとする。

（細則）

第１４条　この要領に定めるもののほか、契約局長が所管する建設コンサルタント等業務の契約に係る検査に関し必要な事項は、契約局長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２３年１０月１日から施行する。

第９条第２項の規定は、指定検査にあっては平成 23 年 11 月 1 日以後に検査するものから適用する。

附 則

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２７年７月１日から施行する。

別表（第３条関係）

検査種類	検査区分	
	指定検査	直接検査
・完了検査 ・指定部分完了検査	契約金額 100 万円を超え 1,000 万円以下のもの ※	契約金額 1,000 万円を超えるもの
・清算検査	―	契約金額 100 万円を超えるもの ※
・出来高検査	契約金額 100 万円を超えるもの ※	―

※ 契約局長の契約締結案件で、契約金額 100 万円以下のものを含む。